

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	コード	8616
提出日	2023/6/1	異動(予定)日	2023/6/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	中山 恒博	社外取締役	○															○		有
2	宮沢 和正	社外取締役	○															○	新任	有
3	井上 恵介	社外取締役	○															○		有
4	山崎 穰一	社外取締役	○															○		有
5	池田 綾子	社外取締役	○															○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであり、銀行の経営も証券会社の経営も経験しており、その経験は当社の経営戦略、重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。
2		デジタル関連の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであり、同氏のデジタル関連企業における豊富な経験と高い専門性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役として選任しております。当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。
3		金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであり、2016年6月より監査等委員である取締役として、当社経営を監督する役割を果たしていただいております。従いまして、引き続き同氏の客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくともに、経営を監督・監査する役割を担っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。
4		大蔵省において主計局主計官、金融庁監督局担当参事官等を歴任されており、その実績・識見は高く評価されているところであり、従いまして、同氏の経験等を当社経営の監督・監査に活かしていただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。
5		早くからニューヨーク州弁護士資格を取得し国際的に活躍し、日本弁護士連合会常務理事、第二東京弁護士会副会長を歴任する一方、長年に渡り内閣府、国土交通省等の委員会委員を務められるなど、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しておられます。従いまして、当社監査等委員会の意思決定や監督機能の実効的な強化に貢献できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、一般株主の保護に適していると判断し、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。